渡嘉敷村家族休暇制度実施要項

令和８年９月

渡嘉敷村教育委員会

１.目的

渡嘉敷村は、第三次産業従事者の割合が高く、保護者の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いことを踏まえ、児童生徒の平日の休暇取得制度を設けることで、家族で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として、「渡嘉敷村家族休暇制度」を実施する。

２.制度の概要

保護者の責任のもとで、保護者と児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱う。

３.開始

令和８年１０月１日

４.対象

渡嘉敷村立小学校及び中学校の児童生徒

５.取得できる日数

年間３日まで（１日単位・分散取得可）

６.取得日の取り扱い

出席停止・忌引等（欠席にならない）

７.取得できない日

(1)入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式
(2)運動会・各種発表会、修学旅行、島外活動などの行事がある日
(3)定期テストや各種テスト、学級・学校全体の活動がある日（各行事のリハーサル等がある場合は、その日も含む）
(4)その他学校が定める日
※取得にあたっては、事前に学校へ確認すること。

８.対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること。

９.届出手続き

取得希望日の１週間前までに申請書を学校へ提出

10.休暇を取得した日の授業への対応

自主学習の対応となり補習等は行わない。

11.安全確保

本制度は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となる。